

障害保健福祉関係主管課長会議	
H18. 6. 26	資料3

サービス利用計画作成費について

サービス利用計画作成費について

1. 報酬単価について

サービス利用計画作成費分850単位、利用者負担上限額管理分150単位として単価を設定。

- ① サービス利用計画作成費(Ⅰ) 850単位
- ② サービス利用計画作成費(Ⅱ) 1,000単位

※1 (Ⅰ)の単価は、在宅にあって障害福祉サービス(重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。)を利用する支給決定障害者等に対して指定相談支援を行った場合に、1月につき算定する。

※2 (Ⅱ)の単価は、上記に該当する者について、利用者負担額等の上限額管理を行った場合に算定する。

※3 地域区分に応じた単価とする。

※4 障害程度区分は報酬に反映しない。

2. 報酬を算定できない場合

相談支援専門員の行う業務が運営基準に抵触する場合は、報酬を算定しない仕組みとする。

- 少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し利用者等に面接すること(モニタリング)
- サービス担当者会議等によりサービス利用計画の内容等について担当者から意見を求めること
- 利用者又はその家族に対して説明のうえ、サービス利用計画を利用者等に交付すること 等

【報酬減算について】

- ① 相談支援専門員が行う指定相談支援の業務については、運営基準に定めることとしており、その基準に抵触する場合は、850単位(サービス利用計画費相当分)を算定しない。
- ② サービス利用計画費(Ⅱ)の対象者については、150単位(利用者負担上限額管理相当分)のみ算定できる。

3. 国庫負担基準

- ① 対象者の選定に当たっては、対象者の状態像についての解釈について、市町村間でばらつきが生じることが予想されることから、限られた財源を公平に配分するため、国庫負担基準を設定する。
- ② 国庫負担基準（月額）については、当該月のサービス利用計画作成費Ⅰ及びⅡの総支給額を求め、その総支給額を市町村の障害福祉サービス利用者数（施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度包括支援の利用者を除く）の10%に相当する数に換算した額とする。

（例）サービス利用者数1,000人（施設入所者等除く）、計画対象者120人（作成費Ⅰ90人、Ⅱ30人）

○120人の総支給額 $10,000円 \times 30人 + 8,500円 \times 90人 = 1,065,000円$

○サービス利用者の10% $1,000人 \times 10\% = 100人$

○国庫負担基準 $1,065,000円 \times 100人 \div 120人 = 887,500円$

4 支給対象者

障害福祉サービス（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）を利用する支給決定障害者等であって、下記のいずれかに該当する者とする。

- ① 入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間、集中的な支援を必要とする者
- ② 単身で生活している者（家族が要介護状態であるため等、同居していても適切な支援が得られない者を含む。）であって、次の状態にあるために、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的な支援を必要とする者
 - ・ 知的障害や精神障害のため、自ら適切なサービス調整ができない。
 - ・ 極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない。
- ③ 重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち重度訪問介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けた者

5 支給期間

次の範囲内で市町村が定めることとする。

- ① 4の①(地域生活移行)の場合は、6か月の範囲内(原則1回更新できる)
- ② 4の②(単身者等)及び③(重度障害者等包括支援対象者)の場合は、当該支給決定障害者に係る障害福祉サービスの支給決定の有効期間の範囲内

6 利用者負担に係る上限額管理

サービス利用計画作成費の対象者に係る上限額管理事務については、当該指定相談事業者が行うこととする。(サービス利用計画作成費Ⅱ)

7 サービス利用計画作成費の支給

介護給付費等の支給決定

サービス利用計画作成費の支給申請

○申請書の提出・受理(利用者→市町村)

利用者への通知・受給者証記載

○通知・受給者証の交付(市町村→利用者)

サービス利用計画作成依頼と契約

○サービス利用計画作成依頼届出(利用者→市町村)
○重要事項説明・契約(利用者⇄事業者)

課題分析(居宅訪問・面接)

○事業者が居宅を訪問し面接の上、解決すべき課題を把握(事業者→利用者)

サービス利用計画の原案作成

○利用者等に説明し、同意を得る。(事業者→利用者)

サービス担当者会議

○サービス担当者会議を開催し、サービス事業者等の担当者等から意見を求める。(事業者等)

サービス利用計画の実施

○サービス利用計画を利用者等及びサービス事業者等に交付するとともに、市町村へ写しを提出する。

モニタリング

○必要に応じて、サービス利用計画の変更、サービス事業者等との連絡調整等を行う。(事業者)

利用者負担額の上限管理

○上限額管理が必要な者について実施(事業者)

サービス利用計画作成費の請求

○請求事務(事業者→市町村等)

指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

1. 指定相談支援事業の人員基準

- ① 従事者の員数
 - 事業所ごとに、相談支援専門員を一名（常勤換算）以上配置する。
- ② 管理者
 - 事業所ごとに専従の管理者を配置。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2. 相談支援専門員について

- ① 基本的な考え方
相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験（3年、5年、10年）と相談支援従事者研修の受講を要件とする。
なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。
- ② 実務経験の対象となる業務（別紙のとおり）
 - 障害者の保健、医療、福祉の分野における相談支援の業務及び介護等の業務
 - 障害者の就労、教育の分野における相談支援の業務
- ③ 研修の受講
実務経験を有する者は、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修（5日程度））を受講し、相談支援専門員になることができる。
 - 過去に国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講したことがある者については、新制度における相談支援従事者研修（1日程度）を19年度末までに受講しなければならないものとする。
 - 現在、相談支援事業に従事し、実務経験の要件を満たす者のうち、これまでに上記研修を受講していない者については、平成19年度末までに都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修（5日程度））を受講することを要件として相談支援専門員の業務を行うことができる。

3. 運営基準

- ① 相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。
- ② 利用者等に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- ③ 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供する。
- ④ 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。
- ⑤ サービス利用計画の原案を作成する。
- ⑥ サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取する。
- ⑦ サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得る。
- ⑧ サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町村へ写しを提出する。
- ⑨ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、モニタリングする。
- ⑩ 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。

等

4. 指定申請について

- ① 指定申請
 - 指定申請書及び必要な書類を添付して都道府県知事に申請する。
※ 相談支援専門員の経歴には、相談支援従事者研修会等の修了証書、実務経験を証する書類等を添付すること。
- ② 変更の届出
 - 事業所の名称及び所在地等の事項に変更があったときは都道府県知事に届け出る。
- ③ 指定の有効期間
 - 法における有効期間は6年であるが、平成18年10月の指定時においては、更新時期を平準化できるよう、6年から8年の範囲内で割り振ることができる。(経過措置)

(別紙)

相談支援専門員の要件となる実務経験等

○ 相談支援専門員の要件となる実務経験者

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
- ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
- ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者

※ 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上
○ 3年以上(540日以上) ○ 5年以上(900日以上) ○ 10年以上(1800日以上)

○ 実務経験となる業務

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからニに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ニ 保険医療機関の従業者(社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者)

※1

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用者等が、介護等の業務(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間

イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤療、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者

ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者

第6 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、児童指導員任用資格者、保育士